

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

【1】 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

- ・本市の中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業等により市街地が形成され、道路・公園・上下水道等の都市施設は整備されているものの、バリアフリー等の社会的ニーズに対応できていないといった問題が生じている。
- ・市の玄関口であるＪＲ徳山駅周辺では、徳山駅周辺整備事業、生活関連施設を結ぶ経路のバリアフリー化等の都市基盤整備などを進めている。徳山駅周辺整備事業については、南口駅前広場（令和２年度完成予定）を残すのみとなっている。
- ・銀座商店街・みなみ銀座商店街の一部では、建物の老朽化が進んでいることから、地元で組合を設立して、市街地再開発事業を進めているところである。

【市街地の整備改善の必要性】

- ・人口減少社会が到来し都市の在り方が大きく変化する中で、将来的な都市像を見据え、市民の身近な生活空間としての新たな機能を備えた都市の核が必要である。
- ・ＪＲ徳山駅周辺は、広域及び地域内の公共交通の結節点である市の玄関口として、中心商店街と連携したにぎわいの創出を図るため、魅力的な都市機能を新たに導入することが求められており、徳山駅周辺整備に続き、民間による市街地再開発事業を進める必要がある。
- ・商業機能の空洞化等により中心市街地の魅力が低下していることから、民間による市街地再開発事業により新たな集客の拠点を整備することで、都市機能の集積を高める必要がある。
- ・中心市街地及びその周辺には、官公庁、商店街、医療機関、図書館、美術博物館、文化会館、動物園などの施設が集積していることから、市民が街なかを散策したり休憩したりしながら施設間を回遊できるように、歩道等のバリアフリー化等を行うことが必要である。
- ・徳山駅と動物園を結ぶ御幸通から岐山通にかけては、中心市街地の都心軸となる動線になることから、そのシンボル性を高めるために景観に配慮した整備等を行う必要がある。
- ・交通結節点である利点を活かしつつ来街者を増やすためには、車以外の手段でも容易にアクセスできるようにすることが必要であり、公共交通の利用等を促進する必要がある。

【フォローアップの考え方】

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、事業の進捗及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
1	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（アジアの熱帯雨林ゾーン） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約5ha 【実施時期】 令和元年度～令和3年度	周南市	徳山動物園内に、アジアの熱帯雨林ゾーンを設け、スリランカゾウやマレーグマ、熱帯雨林の鳥類等の動物を観覧できるゾーンを整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 【実施時期】 平成27年度～令和2年度	
2	【事業名】 徳山下松港フェリーターミナル再編整備事業（再掲） 【内容】 徳山ポートビルの建て替え 【実施時期】 平成26年度～令和2年度	山口県	山口県の海の玄関口である徳山下松港フェリーターミナルを市民に親しまれる憩い・賑わいの場とする。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（港湾事業） 【実施時期】 平成28年度～令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
3	【事業名】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業 【内容】 徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	徳山駅前地区市街地再開発組合	徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
4	【事業名】 公共下水道長寿命化対策事業（管渠） 【内容】 下水道長寿命化計画の策定、管渠改築工事 【実施時期】 平成23年度～令和2年度	周南市	下水道長寿命化計画の策定や、市内の管渠改築工事を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（下水道事業） 【実施時期】 平成23年度～令和2年度	
5	【事業名】 歩道バリアフリー推進事業 【内容】 視覚障害者誘導用ブロックの整備 【実施時期】 平成23年度～	周南市	視覚障害者誘導用ブロックの整備を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 平成30年度～令和2年度 【支援措置】 都市構造再編集中支援事業 【実施時期】 令和3年度～令和7年度	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
6	【事業名】 徳山駅南口広場整備事業 【内容】 ＪＲ徳山駅南口広場の拡幅・整備 【実施時期】 平成２２年度～令和２年度	周南市	ＪＲ徳山駅南口広場において、交通ターミナルの機能を向上させる整備を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度	
7	【事業名】 コンビナート電力利活用事業 【内容】 コンビナート電力の中心市街地施設での利活用 【実施時期】 平成２７年度～	周南市・民間事業者	中心市街地の公共施設等に対し、株式会社トクヤマにおいて発電される安定・安価な電力の供給を受けることにより、災害時の防災拠点機能維持と行政コストの削減を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和７年度	
8	【事業名】 都心軸空間デザイン事業 【内容】 都心軸の駐車場、土地利用、景観等について包括的に検討 【実施時期】 令和元年度～	周南市	都心軸の駐車場、土地利用、景観等について包括的に検討する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度	
9	【事業名】 Ｚｏｏっと周南推進事業 【内容】 まち歩きルートの公認、ネーミングアート、ラッピングバス、動物モニュメント、動物を模した案内表示や工作物等の整備、ＩＣＴの活用等 【実施時期】 平成２３年度	周南市	歩行者が街なかを楽しく歩いて移動できる環境づくりを進めるパークタウン等実現化事業やパークタウン等社会実験等を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和２年度～令和７年度	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
10	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（極東アジアから北極圏の自然ゾーン） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル（公園名）徳山公園（面積）約 5ha 【実施時期】 令和 5 年度～令和 7 年度	周南市	【位置づけ】 徳山動物園内に、極東アジアから北極圏の自然ゾーンを設け、オオワシやアムールトラ等を観覧できるゾーンを整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 5 年度～令和 7 年度	
11	【事業名】 アーケード撤去事業 【内容】 中心商店街のアーケード撤去等に対する支援 【実施時期】 令和 3 年～令和 7 年	民間	老朽化したアーケード等を撤去し、安心・安全な歩行空間を確保する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 3 年度～令和 7 年度	
12	【事業名】 まちなか市道リニューアル事業 【内容】 アーケード撤去後の市道を高質な空間として整備 【実施時期】 令和 3 年～令和 7 年	周南市	アーケード撤去後の市道において、改修工事を実施し、高質な空間として整備する。 これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 3 年度～令和 7 年度	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
13	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（管理ゾーン） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約 5ha 【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度	周南市	【位置づけ】 園の管理運営の中核を担う管理事務所や動物病院等を整備する。これは、「①みんなが行きたくない、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度	
14	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（南エントランスゾーン） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約 5ha 【実施時期】 令和 6 年度～令和 8 年度	周南市	【位置づけ】 園の顔となるエントラス棟や SL 広場、南園駐車場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくない、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 6 年度～令和 8 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
15	【事業名】 歩行者優先道路化検討事業 【内容】 銀座通等を歩行者優先の快適な道路空間とするための検討 【実施時期】 平成23年度～	周南市 周南市中心市街地活性化協議会	歩行者優先のくつろぎのある道路空間づくりを進める。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
16	【事業名】 良好な都市景観形成事業 【内容】 景観形成の推進、景観公共施設指定の検討 【実施時期】 平成23年度～	周南市 景観整備機構 一般社団法人山口県建築士会	周南市内の景観形成の推進、景観公共施設指定の検討を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
17	【事業名】 シンボルロードグリーンアップ事業 【内容】 主要幹線道路等の緑化整備 【実施時期】 平成21年度～	周南市	花と緑につつまれた環境整備を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
18	【事業名】 徳山駅前北口広場活用事業 【内容】 徳山駅前北口広場の利用の際のルール整備 【実施時期】 令和元年度～	周南市	令和元年度に完成の徳山駅前北口広場について、イベント等に活用しやすくするために、利用の際のルール整備を行う。これは、「①みんなが行きたくない、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
19	【事業名】 商店街エリアマネジメント事業 【内容】 民間事業者等が、市街地再開発区域を含む商店街一帯に対して、街並みや緑化、公開空地などの維持管理、イベント等の開催などによるエリアマネジメント 【実施時期】 令和4年度～	民間事業者	民間事業者等が、市街地再開発区域を含む商店街一帯に対して、街並みや緑化、公開空地などの維持管理、イベント等の開催などによるエリアマネジメントを行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

【1】 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地内には、市役所、山口県周南総合庁舎、中央図書館、徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅前図書館、徳山保健センター、動物園、文化会館、美術博物館など公共公益施設が多数立地している。
- ・ 建て替えた庁舎に分散していた市役所の機能が集約され、市民サービスの向上と行財政改革の推進に寄与している。

【都市福利施設の整備の必要性】

- ・ 高齢化社会の進行により、自動車の利用が困難な高齢者の増加などが予測されることから、公共交通によるアクセスの利便性が高い中心市街地において、幅広い市民の生活利便性の向上を図り、日常生活を豊かにする都市福利施設の充実を図ることが必要である。
- ・ 中心商店街内の空き店舗や空閑地、ビルの空き区画等を活用して、街なかに商業機能だけでなく医療、福祉、子育て、教育等の生活サポート機能を導入していく必要がある。
- ・ JR徳山駅周辺は、さらなるにぎわいの創出に向けて、魅力的な都市機能を新たに導入することが求められており、民間による市街地再開発事業を進めることが必要である。

【フォローアップの考え方】

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、事業の進捗状況及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
20	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（アジアの熱帯雨林ゾーン）（再掲） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約5ha 【実施時期】 令和元年度～令和3年度	周南市	徳山動物園内に、アジアの熱帯雨林ゾーンを設け、スリランカゾウやマレーグマ、熱帯雨林の鳥類等の動物を観覧できるゾーンを整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業） 【実施時期】 平成27年度～令和2年度	
21	【事業名】 徳山動物園魅力向上推進事業 【内容】 来園者に対して、動物のプロフィール等を伝えるガイドプログラムの実施等 【実施時期】 令和2年度～	周南市	徳山動物園内にて、来園者に対して、動物のプロフィールやその動物をとりまく地球環境をわかりやすく伝えるガイド等を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）と一体の効果促進事業 【実施時期】 平成27年度～令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
22	【事業名】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業(再掲) 【内容】 徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	徳山駅前地区市街地再開発組合	徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
23	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（極東アジアから北極圏の自然ゾーン）（再掲） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約5ha 【実施時期】 令和5年度～令和7年度	周南市	【位置づけ】 徳山動物園内に、極東アジアから北極圏の自然ゾーンを設け、オオワシやアムールトラ等を観覧できるゾーンを整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集集中事業 【実施時期】 令和5年度～令和7年度	
24	【事業名】 シビックプラットホーム活用事業 【内容】 市役所新庁舎シビックプラットホームの活用 【実施時期】 令和元年度～	周南市	前計画により整備した市役所新庁舎のシビックプラットホーム（市民利用会議室等）を、旧市民館に代わる市民の活動の場として活用する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 【実施時期】 令和2年度	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
25	【事業名】 こども家庭センター事業 【内容】 妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、切れ目のない相談・支援を実施 【実施時期】 令和元年度～	周南市	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を再編し、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する相談支援を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 子ども・子育て支援交付金 【実施時期】 令和元年度～ 【支援措置】 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 【実施時期】 令和元年度～令和5年度 【支援措置】 重層的支援体制整備事業交付金 【実施時期】 令和6年度～ 【支援措置】 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金 【実施時期】 令和6年度～	
26	【事業名】 地域子育て支援拠点事業（子育て交流センターぞうさんの家） 【内容】 子育て交流センターぞうさんの家の運営、子育てに関する相談対応・情報提供 【実施時期】 平成12年度～	周南市	乳幼児が自由に遊べる場の提供、親同士の交流・学習の機会の提供、子育てについての相談業務、子育てに関する情報の提供・適切な支援を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 子ども・子育て支援交付金 【実施時期】 平成27年度～令和5年度 【支援措置】 重層的支援体制整備事業交付金 【実施時期】 令和6年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
27	【事業名】 ファミリー・サポート・センター運営事業 【内容】 児童預かり等に関するマッチング 【実施時期】 平成12年度～	周南市	児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者とが会員となり、会員相互の援助活動に関する連絡、調整等を実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 子ども・子育て支援交付金 【実施時期】 平成27年度～	
28	【事業名】 保育所再編整備事業 【内容】 民間事業者が行う保育所の整備 【実施時期】 令和4年度	民間	民間事業者が行う新規保育所の整備により、保育サービスの向上と安心・安全な保育環境の提供を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 保育所等整備交付金 【実施時期】 令和4年度	
29	【事業名】 認知症施策総合推進事業（認知症にやさしい図書館） 【内容】 認知症に関する情報揭示、啓発活動 【実施時期】 令和3年度～	周南市	駅前図書館、中央図書館にて、認知症に関する書籍の展示、情報揭示、講座開催等による啓発活動を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 地域支援事業交付金 【実施時期】 令和3年度～	
30	【事業名】 地域介護予防活動支援事業 【内容】 「いきいき百歳体操」を週に1回、5人以上で取り組む地域の通いの場づくり 【実施時期】 令和3年度～	民間	市内全域で、「いきいき百歳体操」を週に1回、5人以上で取り組む地域の通いの場づくりを行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 地域支援事業交付金 【実施時期】 令和3年度～	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
31	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（管理ゾーン）（再掲） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約 5ha 【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度	周南市	【位置づけ】 園の管理運営の中核を担う管理事務所や動物病院等を整備する。これは、「①みんなが行きたくない、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度	
32	【事業名】 徳山動物園リニューアル事業（南エントランスゾーン）（再掲） 【内容】 徳山動物園内の一部リニューアル （公園名）徳山公園 （面積）約 5ha 【実施時期】 令和 6 年度～令和 8 年度	周南市	【位置づけ】 園の顔となるエントラス棟や SL 広場、南園駐車場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくない、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 動物園来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和 6 年度～令和 8 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
33	【事業名】 徳山駅前図書館活用事業 【内容】 徳山駅前図書館の運営 【実施時期】 平成29年度～	徳山駅前図書館指定管理者	前計画により整備した徳山駅前図書館を身近に感じ、市の文化に触れることができる拠点として活用する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
34	【事業名】 市民活動支援センター交流事業 【内容】 市民活動支援センターの運営 【実施時期】 平成29年度～令和4年度	周南市 公益財団法人周南市ふるさと振興財団	前計画により徳山駅前に整備した徳山駅前賑わい交流施設内の市民活動支援センターを市民活動の拠点とする。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
35	【事業名】 徳山駅南北自由通路活用事業 【内容】 徳山駅南北自由通路の活用 【実施時期】 平成29年度～	周南市 西日本旅客鉄道株式会社	前計画により整備した徳山駅南北自由通路をイベント等で活用する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
36	【事業名】 地域活性子育て応援プロジェクト「あそらぼ」 【内容】 知育玩具・あそび道具による子どもの遊び場イベントの定期的な開催 【実施時期】 平成30年度～	周南市 徳山駅前図書館指定管理者	知育玩具・あそび道具による子どもの遊び場イベントを定期的に行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
37	【事業名】 子育て支援活動補助金 【内容】 市内の子育て支援活動を行う団体が実施する事業に対して補助金を交付 【実施時期】 平成27年度～	周南市 子育て支援活動団体	市内の子育て支援活動を行う団体が実施する事業に対して補助金を交付する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
38	【事業名】 「赤ちゃんの駅」登録事業 【内容】 授乳やおむつ替えができる施設を登録し、乳幼児連れの家族の利用を図る 【実施時期】 平成23年度～	周南市 民間施設	授乳やおむつ替えができる施設を登録し、乳幼児連れの家族の利用を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
39	【事業名】 赤ちゃんの駅整備事業費助成事業 【内容】 「赤ちゃんの駅」として施設整備を図る事業者に対して補助金を交付 【実施時期】 平成27年度～	周南市 民間事業者	「赤ちゃんの駅」として施設整備を図る事業者に対して補助金を交付する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
40	【事業名】 移動式赤ちゃんの駅貸出事業 【内容】 移動式赤ちゃんの駅の貸出し 【実施時期】 平成27年度～	周南市 民間事業者	市内で開催されるイベントに、乳幼児のおむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動式赤ちゃんの駅を貸出す。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
41	【事業名】 児玉源太郎メモリアル事業 【内容】 児玉源太郎コーナーの整備 【実施時期】 令和4年度	周南市	中央図書館にて、児玉源太郎の功績の紹介や、児玉源太郎にまつわる品々を展示するコーナーを整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
42	【事業名】 商店街で育む子どもの可能性を伸ばす場作り事業 【内容】 小学生の放課後や長期休暇などに、就業体験やIT学習のできる場を提供 【実施時期】 令和元年度～令和3年度	株式会社 コミクリ	まちづくり会社や商店街と連携し、小学生の放課後や長期休暇などに、就業体験やIT学習のできる場を提供する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
43	【事業名】 まちなか共創センター運営事業 【内容】 学生等の交流、イベントの打ち合わせ、情報発信等 【実施時期】 令和5年度～	周南市	周南公立大学のサテライトオフィスと、徳山駅周辺施設管理オフィスを機能として持つまちなか共創センターを開設し、学生等の交流、イベントの打ち合わせ、情報発信などを行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
44	【事業名】 文化会館整備事業 【内容】 文化会館における特定天井の改修及び設備機器の更新並びにリニューアル 【実施時期】 令和5年度～	周南市	文化会館における特定天井の改修及び設備機器の更新並びにリニューアルを主とし、施設の長寿命化を図るための改修を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
45	【事業名】 徳山動物園魅力向上推進事業（再掲） 【内容】 来園者に対して、動物のプロフィール等を伝えるガイドプログラムの実施等 【実施時期】 令和2年度～	周南市	徳山動物園内にて、来園者に対して、動物のプロフィールやその動物をとりまく地球環境をわかりやすく伝えるガイド等を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 電源立地地域対策交付金 【実施時期】 令和5年度～	
46	【事業名】 こども家庭センター事業（再掲） 【内容】 妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、切れ目のない相談・支援を実施 【実施時期】 令和元年度～	周南市	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を再編し、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対する相談支援を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金 【実施時期】 令和5年度	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地の人口は、平成１６年までは減少傾向を示していた。平成１７年以降はマンション立地が進み一時増加に転じたものの、平成２３年以降は増減を繰り返しながら概ね横ばいとなっている。
- ・ 今後３０年間で市全体の人口が２５％減少すると推計されていることを考慮すると、中心市街地において、マンション立地が今後も同程度継続するとは考えられず、再び人口減少に転ずることが予測される。
- ・ 本市全体の高齢化の進行にともない、今後自家用車の利用が困難になって郊外での居住を継続することが難しい高齢者世帯等が増加することが予測される。

【街なか居住の推進の必要性】

- ・ 公共交通の利便性が高く、商業・サービス施設、医療・福祉施設といった公共公益施設等が集積するなど暮らしやすい環境を備えた中心市街地において、高齢者をはじめ市民の居住を促進していくことが必要である。
- ・ 中心市街地の利便性や魅力を維持するためには、そこに立地する商業・サービス等の機能を利用する一定の人口規模が前提となり、街なか居住を推進することが必要である。
- ・ 都市機能の集約を図り土地の高度利用を進める中で、都市型住宅の供給と住んでみたい居住環境の維持が必要である。
- ・ 中心市街地の空洞化に伴って空き住宅や空きオフィスビル等が発生していることから、これらのリニューアルやリノベーション及び市街地再開発により、ニーズに対応した住宅供給を行うことが必要である。
- ・ 持続可能な都市経営を実現するためには、郊外居住から街なか居住へと誘導して、維持管理コストを低減させる必要がある。

【フォローアップの考え方】

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、事業の進捗状況及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証する。

〔2〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
47	【事業名】 周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金 【内容】 周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給（東京圏向け） 【実施時期】 令和6年度～	周南市	東京圏から周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 デジタル田園都市国家構想交付金 【実施時期】 令和6年度～	

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
48	【事業名】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業(再掲) 【内容】 徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	徳山駅前地区市街地再開発組合	徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
49	【事業名】 未来へつなぐ空き家対策事業 【内容】 空き家情報の提供により、有効活用を促進することで、住環境の向上を図る 【実施時期】 平成19年度～	周南市	空き家情報の提供により、有効活用を促進することで、住環境の向上を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 全国版空き家バンク 【実施時期】 平成30年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
50	【事業名】 周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金（再掲） 【内容】 周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給（東京圏向け） 【実施時期】 令和6年度～	周南市	東京圏から周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金 【実施時期】 令和6年度～	
51	【事業名】 周南市創生テレワーク移住支援金 【内容】 周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給（都市圏向け） 【実施時期】 令和6年度～	周南市	都市圏から周南市にテレワーク移住された方を対象に移住支援金を支給する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 やまぐち創生テレワーク移住支援事業費補助金 【実施時期】 令和6年度～	

52	【事業名】 周南市東京圏在住者移住支援金 【内容】 周南市に移住し、就業または創業された方を対象に移住支援金を支給 【実施時期】 令和元年度～	周南市	周南市に移住し、就業または創業された方を対象に移住支援金を支給する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金 【実施時期】 令和元年度～ 【支援措置】 山口県移住支援事業補助金（創業） 【実施時期】 令和元年度～ 【支援措置】 やまぐち移住就業支援（専門人材）事業補助金 【実施時期】 令和3年度～	
53	【事業名】 周南市地方就職学生支援金 【内容】 県内企業に就職し、周南市に移住する場合に、採用面接等にかかった交通費の一部を支援 【実施時期】 令和6年度～	周南市	県内企業に就職し、周南市に移住する場合に、採用面接等にかかった交通費の一部を支援する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 やまぐち移住就業・地方就職学生支援事業費補助金 【実施時期】 令和6年度～	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 経済活力の向上の必要性

【現状分析】

- ・アーケード、駐車場（ピピ５１０）、電線地中化等の商業環境整備等が進められてきたが、大型商業施設の撤退や空き店舗の増加等による商店街の空洞化が進行している。
- ・６商店街には平成３０年時点で商店数３８５店あり、横ばい状態が続いている。平成１８年に９．８％だった空き店舗率は、平成２７年には１９．９％まで増加し、商店街の空洞化が進行していたが、前計画期間中の取組により、平成３０年は１４．５％まで改善している。
- ・平成２６年商業統計調査によると、平成２５年２月の近鉄松下百貨店閉店の影響もあり、平成１９年と比べて、６商店街の従業者数は９６８人から３３５人（６５．４％減）、年間販売額は１４５．９億円から４３．３億円（７０．３％減）、売場面積は２４，２０５平方メートルから９，１３２平方メートル（６２．３％減）と大きく減少している。
- ・中心商店街が空洞化した理由としては、経営者の高齢化と後継者不足が多いこと、経営者の多くが中心市街地内に居住していないこと、消費者ニーズにあった商品・サービスを提供できていないことなどが挙げられる。
- ・各商店街では、来街者を増やすための様々なイベントに協力するなど、集客の確保に努めている。
- ・市街地再開発により商店街の再整備を図ろうとする、銀座商店街・みなみ銀座商店街の一部地権者の取組がある。

【商業の活性化の必要性】

- ・暮らしに密接な商品やサービスを提供する商業集積地としての中心商店街が商業機能を維持することは、安定した市民生活のために必要である。
- ・中心商店街は、空き店舗が増加し空洞化が進んでいることから、商店街全体での空き店舗情報の収集・管理を行うとともに、不足業種等の誘致や新規出店の支援を行うなど空き店舗解消と店舗誘致の取組が必要になっている。
- ・魅力的なモノやサービスを提供する店舗や施設を増やすことで、中心商店街の集客力を高める必要がある。
- ・老朽化したアーケードの撤去やファサード整備、バリアフリー化、美装化、建物のリニューアルなどのハード整備により快適な商業空間を作り出すことが必要である。
- ・中心市街地内で開催される各イベントが連携する仕組づくりにより、相乗的な集客効果をあげ、広域からの集客を図る必要がある。
- ・まちづくり会社を中心に、空洞化により弱体化した商業コミュニティを再生して、商業空間としての活力を取り戻す必要がある。

【フォローアップの考え方】

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、事業の進捗状況及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証する。

〔2〕 具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
54	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減

（２）認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
55	【事業名】 徳山駅前地区商業施設整備事業（再掲） 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	民間事業者	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業のうちの業務・オフィス施設、ホテル、商業施設、駐車場を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定

56	【事業名】 徳山駅前賑わい交流施設交流事業 【内容】 徳山駅前賑わい交流施設を市民の活動の場として活用 【実施時期】 平成29年度～	徳山駅前賑わい交流施設指定管理者、周南市	前期計画において整備した徳山駅前賑わい交流施設について、中心市街地の賑わいに資する様々なイベント等を実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内
57	【事業名】 テナントミックス推進事業 【内容】 中心部商店街において新規出店する民間事業者に対する支援 【実施時期】 平成13年度～	徳山商工会議所株式会社まちあい徳山周南市	中心部商店街において新規出店する民間事業者に対して、店舗改装費、広報宣伝費を支援する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内
58	【事業名】 まち輝き活動団体育成事業 【内容】 中心市街地で商店街等のまちづくり団体が行うイベントに対する補助 【実施時期】 平成17年度～令和4年度	周南市	イベントによる賑わいの創出を支援する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和5年3月	区域内
59	【事業名】 徳山夏まつり 【内容】 市の代表的な夏のイベントの実施 【実施時期】 昭和49年度～	徳山商工会議所	市を代表する夏のイベント「徳山夏まつり」を中心市街地で実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内

60	【事業名】 周南みなとまつり ミナトのミーツ 【内容】 市の代表的な秋のイベントの実施 【実施時期】 平成29年度～	周南みなとまつり ミナトのミーツ実行委員会	市を代表する秋のイベント「周南みなとまつり」を 中心市街地で実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内
61	【事業名】 周南冬のツリーまつり 【内容】 市の代表的な冬のイベントの実施 【実施時期】 昭和62年度～	徳山商工会議所 新南陽商工会議所 周南市	市を代表する冬のイベント「冬のツリーまつり」を 中心市街地で実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内
62	【事業名】 工場夜景サミット in 周南 【内容】 工場夜景イベントの開催 【実施時期】 令和3年度	周南市	中心市街地に港が存在する本市の特徴を活かし、中心市街地内で工場夜景サミットを開催する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和3年4月～令和4年3月	区域内
63	【事業名】 専門人材活用事業 【内容】 まちづくり人材の招聘等 【実施時期】 平成27年度～	徳山商工会議所、 周南市	専門的な知見や技術情報を有する人材の招聘等により基本計画を推進する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和3年4月～令和7年3月	区域内

64	【事業名】 さかなまつり 【内容】 地方卸売市場水産物市場を開放し、地場をはじめとする旬の魚介類等の販売と魚介グルメの試食・販売。模擬セリ体験やマグロの解体ショー、生きた魚とのふれあいタッチプールなどのイベントの実施 【実施時期】 S 5 7 ~	さかなまつり実行委員会、周南市	【位置づけ】 JR徳山駅に近接する地方卸売市場水産市場を開放し、旬の魚介類の試食販売や子供から大人まで楽しめるイベントを実施し、水産物市場を舞台に駅周辺の賑わいを向上させる。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 中心市街地への集客力を上げることにつながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和4年4月～令和7年3月	区域内
65	【事業名】 美術博物館展覧会事業 【内容】 美術博物館にて行う展覧会等の実施 【実施時期】 H 7 ~	周南市	【位置づけ】 美術博物館にて様々な展覧会等を行い、美術博物館の来館者の増加を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 美術博物館来館者数の増加につながり、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和4年4月～令和7年3月	区域内

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
66	【事業名】 徳山駅前市街地再開発事業実施に伴う周辺エリアの回遊性創造プロジェクト 【内容】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業に併せた、周辺商店街への回遊性創造 【実施時期】 令和元年度～	周南市中心市街地活性化協議会 株式会社 まちあい徳山	徳山駅前地区第一種市街地再開発事業に併せ、中心市街地内の不足業種の洗い出しや、回遊を促すためのマグネットとなるため店舗の抽出、再発見を行うことにより、周辺の商店街への回遊性を向上させるための検討を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地商業活性化診断・サポート事業 【実施時期】 令和2年度～令和6年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
67	【事業名】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業(再掲) 【内容】 徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	徳山駅前地区市街地再開発組合	徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
68	【事業名】 オープンカフェ、マーケット等(食事施設・購買施設等)の実施 【内容】 道路空間でオープンカフェやマーケット等を実施し、これに伴う看板・広告等を設置する。 【実施時期】 平成29年度～	周南市民間事業者	道路空間でオープンカフェやマーケット等を実施して駅前空間に賑わいを創出し、回遊性の向上を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和7年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
69	【事業名】 交流・情報拠点施設整備・運営事業 【内容】 ふれあいパーク「街あい」の運営 【実施時期】 平成16年度～令和5年度	徳山商工会議所	商店街の案内・情報発信施設としての機能を強化し、街のホスピタリティの向上を図る。これは、「①みんなが行きたくなくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
70	【事業名】 まちなかオフィス立地促進事業 【内容】 新たに中心市街地に事業所を設置する事業者に対する補助 【実施時期】 平成15年度～	周南市	事務所を誘致して拠点機能の向上を図る。これは、「①みんなが行きたくなくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
71	【事業名】 しゅうなん創業カレッジ 【内容】 独立・起業希望者を対象としたセミナーの実施 【実施時期】 平成25年度～	徳山商工会議所	中心市街地における起業を促進する。これは、「①みんなが行きたくなくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
72	【事業名】 創業塾 【内容】 独立・起業希望者を対象としたセミナーの実施 【実施時期】 平成25年度～	西京銀行	中心市街地における起業を促進する。これは、「①みんなが行きたくなくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
73	【事業名】 市内共通商品券発行事業 【内容】 共通商品券の発行 【実施時期】 平成23年度～	新南陽商 工会議所	共通商品券の発行により商店街への来客を増やす。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
74	【事業名】 まちのポート（案内所・特産品販売）運営事業 【内容】 観光案内と特産品販売をする施設の運営 【実施時期】 平成26年度～	一般財団 法人周南 観光コン ベンショ ン協会	観光案内と特産品販売をする施設を駅周辺で運営する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
75	【事業名】 コンベンションシティ推進事業 【内容】 各種会議や大会の誘致のための補助 【実施時期】 平成24年度～	周南市 一般財団 法人周南 観光コン ベンショ ン協会	各種会議や大会の誘致のための補助を行い、交流人口の増加を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
76	【事業名】 街の情報発信メディア「とくやまっぷ」 【内容】 ホームページ・フェイスブック・大型ビジョン、地元ラジオ局等のメディアミックスによる情報発信 【実施時期】 平成29年度～	株式会社 まちあい 徳山	街なかの魅力やイベント等についてメディアミックスによる一元的な情報発信をする。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
77	【事業名】 商店街情報発信事業 【内容】 ホームページ等による商店街情報の発信 【実施時期】 平成17年度～	徳山商店 連合協同 組合 徳山商工 会議所	商店街情報を発信することによって集客を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
78	【事業名】 街なかマップ整備事業 【内容】 来街者及び市民に対する街なかマップの作成・配布 【実施時期】 平成25年度～	周南市中 心市街地 活性化協 議会 徳山商工 会議所	街なかの魅力を伝えるマップを作成・配布することで、魅力的な店舗について広く知ってもらう。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
79	【事業名】 中心市街地バリアフリーマップ事業 【内容】 中心市街地の個店やバリアフリーに関する情報を掲載した「まっちよるよマップ」の作成、インターネットによる公表、公的機関への配置等 【実施時期】 平成24年度～	周南市地 域自立支 援協議会	福祉的観点からのマップを作成して情報発信することで、安心して中心市街地内を回遊してもらう。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
80	【事業名】 東川ぼんぼりまつり 【内容】 東川沿岸の桜並木を活かしたイベントの実施 【実施時期】 昭和55年度～	東川ぼん ぼりまつ り実行委 員会	地域資源である桜並木におけるイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
81	【事業名】 さくら街道祭り 【内容】 中心市街地の桜並木を活かしたイベントの実施 【実施時期】 平成9年度～	徳山小学校区コミュニティ推進協議会	地域資源である桜並木におけるイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
82	【事業名】 SAKURAアーチフェスタ 【内容】 中心市街地の桜並木を活かしたイベントの実施 【実施時期】 平成28年度～	周南青年会議所	地域資源である桜並木におけるイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
83	【事業名】 周南「絆」映画祭 【内容】 映画の上映、ゲスト・トークショー、ワークショップイベントなどの実施 【実施時期】 平成21年度～	周南映画祭実行委員会	映画をテーマに広域から幅広い層の集客ができる映画祭を実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
84	【事業名】 ちびっこたなばたま祭り 【内容】 市内幼稚園・保育園児が作った七夕飾りの展示、集中イベントの実施 【実施時期】 平成15年度～	徳山みなみ銀座商店街振興組合 徳山商店連合協同組合	商店街の通りに子どもが作った七夕飾りを展示して商店街とファミリー層の顧客を結びつける。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
85	【事業名】 ナイトフェスタ in 青空 【内容】 まちなかの公園を活かしたイベントの実施 【実施時期】 平成10年度～	徳山小学校区コミュニティ推進協議会	まちなかの公園を活かしたイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
86	【事業名】 クリエイティブキッズキャンプ 【内容】 ロボット、プログラミング、デザイン等のワークショップイベントの実施 【実施時期】 平成30年度～	クリエイティブキッズキャンプ実行委員会	小中学生を対象としたロボット、プログラミング、デザイン等のワークショップイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
87	【事業名】 萌えサミット 【内容】 アニメ・マンガ等、サブカルチャーをテーマにしたイベントの実施 【実施時期】 平成23年度～令和5年度	萌えサミット実行委員会	サブカルチャーをテーマにしたイベントの実施により、市内外から商店街への来街を促す。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
88	【事業名】 ハロウィンカーニバル 【内容】 商店街を回遊するハロウィンイベントの実施 【実施時期】 平成26年度～	新町ジャンクション実行委員会	回遊性のあるハロウィンイベントを開催して商店街とファミリー層の顧客を結びつける。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
89	【事業名】 街なか音楽イベント事業 【内容】 街なかライブ等、音楽をテーマにしたイベントの実施 【実施時期】 平成30年度～	実行委員会	街なかライブ等、音楽をテーマとしたイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
90	【事業名】 あちこち“ほん”わか日和 【内容】 作家のトークショー、古本市等、本をテーマにしたイベントの実施 【実施時期】 平成29年度～	あちこち“ほん”わか日和実行委員会	徳山駅前図書館と協働で本に親しむイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
91	【事業名】 YOSAKOIぶち楽市民祭 【内容】 商店街を会場としたよさこい演舞イベントの実施 【実施時期】 平成17年度～	YOSAKOIぶち楽市民祭実行委員会	よさこい踊りを中心とするイベントの実施により、市内外から商店街への来街を促す。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
92	【事業名】 こどもっちゃ！商店街 【内容】 リアル商店街を舞台にした子どもの職業体験イベントの実施 【実施時期】 平成22年度～	こどもっちゃ！商店街実行委員会	子どもの職業体験等を通じて商店街とファミリー層の顧客を結びつける。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
93	【事業名】 天使のツリー 【内容】 市内幼稚園・保育園児が作ったクリスマスツリーの展示 【実施時期】 平成10年度～	銀南街商店街振興組合	商店街の通りに子どもが作ったクリスマスツリーを展示して商店街とファミリー層の顧客を結びつける。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
94	【事業名】 辻コン 【内容】 中心市街地における若者を中心とした交流イベントの実施 【実施時期】 平成24年度～	NPO法人ライトアップ周南	中心市街地内の飲食店において若者の交流を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
95	【事業名】 周南きさらぎ文化祭 【内容】 徳山駅前賑わい交流施設オープン周年月間行事として文化事業等を開催 【実施時期】 平成30年度～	徳山駅前賑わい交流施設指定管理者公益財団法人周南市ふるさと振興財団	徳山駅前賑わい交流施設がオープンした2月の周年月間行事として、市民活動団体等と協働で文化事業等を実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
96	【事業名】 石巻ハッカソン in 周南市 【内容】 テーマに沿ったアプリをチームで開発するITイベントの実施 【実施時期】 平成30年度～	株式会社イトナブ周南支部	テーマに沿ったアプリをチームで開発するITイベントを実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
97	【事業名】 徳山商店街えびす市 【内容】 来街者に対するサービスイベントの企画・運営 【実施時期】 平成16年度～	徳山商店連合協同組合	商店街への来街動機づくり、常連客・新規客の囲い込み及びイベントを行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
98	【事業名】 工場夜景観光事業（周南コンビナート夜景ツアー） 【内容】 船やタクシーによる工場夜景ツアーの実施 【実施時期】 平成21年度～	一般財団法人周南観光コンベンション協会	地域資源である工場夜景を観るツアーを実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
99	【事業名】 徳山の歴史と文化を堪能するまち歩き 【内容】 歴史的資産、文化資産を巡るまち歩きの実施 【実施時期】 平成20年度～	周南市観光ボランティアガイドの会	まち歩きや街なか観光を推進する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
100	【事業名】 徳山駅コン 【内容】 徳山駅及び南北自由通路を活用した音楽イベントの実施 【実施時期】 平成27年度～	西日本旅客鉄道株式会社徳山駅	音楽イベントを徳山駅及び南北自由通路で実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
101	【事業名】 徳山あちこちマルシェ 【内容】 パンを中心に毎回テーマを変えたマルシェイベントの実施 【実施時期】 平成28年度～令和3年度	徳山あちこちマルシェ実行委員会	徳山駅前南北自由通路から商店街一帯を会場とした回遊性のあるイベントを実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
102	【事業名】 とくやま夢横丁 【内容】 商店街の空き店舗を活用した飲酒イベントの実施 【実施時期】 平成30年度～	周南市まちをつなげ感動・感謝を広げる会	商店街の空き店舗を活用した飲酒イベントを実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
103	【事業名】 出張朝市 【内容】 中山間地域の農産物を販売する朝市の実施 【実施時期】 平成28年度～	長穂朝市グループ	中山間地域の農産物を販売する朝市を商店街で実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
104	【事業名】 青空市場（朝市） 【内容】 中山間地域の農産物等を販売する朝市の実施 【実施時期】 平成30年度～	徳山小学校区コミュニティ推進協議会	中山間地域の農産物等を販売する朝市を中心市街地で実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
105	【事業名】 中心市街地応援情報発信事業 【内容】 徳山駅の魅力を全国に知ってもらうために SNS 等を活用して情報発信を行う。 【実施時期】 令和元年度～	中心市街地活性化協議会等	徳山駅の魅力を全国に知ってもらうために SNS 等を活用して情報発信を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
106	【事業名】 「海の日」式典、関連行事 【内容】 海の月間行事 【実施時期】 平成20年度～	徳山・下松・光・新南陽港区海の日協賛会	海の日記念式典等を開催する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
107	【事業名】 情報・通信産業等支援制度 【内容】 まちなかで新たに情報・通信産業等を営む事業者に対して、事業に必要な経費の一部を補助 【実施時期】 平成29年度～	周南市 山口県	まちなかで新たに情報・通信産業等を営む事業者に対して、事業に必要な経費の一部を補助する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
108	【事業名】 商店人材育成事業 【内容】 講習会の開催や、店舗の魅力アップのための指導対応 【実施時期】 令和元年度～	中心市街地活性化協議会	持続的な店舗運営を支援するために、講習会の開催や、店舗の魅力アップのための指導対応を行うことにより、店舗の閉店数の減少を目指す。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
109	【事業名】 周南 attra 【内容】 食等を通じた留学生との交流や留学生とのまちづくり行事への参画 【実施時期】 令和元年度～	市民団体 I-connect	食等を通じた留学生との交流や留学生とのまちづくり行事への参画を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
110	【事業名】 徳山駅前北口広場活用事業（再掲） 【内容】 徳山駅前北口広場の利用の際のルール整備 【実施時期】 令和元年度～	周南市	令和元年度に完成の徳山駅前北口広場について、イベント等に活用しやすくするために、利用の際のルール整備を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
111	【事業名】 徳山駅前ビアフェスティバル 【内容】 徳山駅前北口広場を活用したビールイベント 【実施時期】 令和元年度～	徳山駅前ビアフェスティバル実行委員会	徳山駅前の北口広場にて、ビールイベントを実施することで、駅前の賑わいを創出するとともに、この会場を導入とし、商店街の各飲食店に足を運んでもらう導線作りを行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
112	【事業名】 まちえきスタンド 【内容】 徳山駅前図書館にて、市内のイベント等の情報を集約したスタンドの設置 【実施時期】 平成29年度～	徳山駅前図書館指定管理者	徳山駅前図書館にて、市内のイベント等の情報を集約したスタンドの設置により、イベント等に足を運んでもらう。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
113	【事業名】 閉店・物件活用相談サポート事業 【内容】 商店の閉店や、閉店後の物件の活用に関する相談を受ける窓口の設置 【実施時期】 令和2年度～	株式会社 まちあい 徳山 中心市街地活性化協議会	商店の閉店や、閉店後の物件の活用に関する相談を受ける窓口を設置する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
114	【事業名】 つながる「場面」づくり～ SLS(Super Local Site) ～ 【内容】 マルシェ等で活用するテント、テーブル、メニュー等の出店用セットの作成・貸出 【実施時期】 令和元年度～	徳山あちこちマルシェ実行委員会 商工会議所 ナシブドウグミ	統一的なマルシェの空間をつくるための、テント、テーブル、メニュー等の出店用セットを作成する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
115	【事業名】 空き店舗見学ツアー事業 【内容】 空き店舗見学ツアーの実施 【実施時期】 令和元年度～	中心市街地活性化協議会	空き店舗への新規出店を促すために、空き店舗見学ツアーを実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
116	【事業名】 お土産開発促進事業 【内容】 商店に対するお土産開発の協力や、既存のお土産となりえる商品の広報活動 【実施時期】 令和元年度～	中心市街地活性化協議会等	周南市のお土産が少ないという課題を解決するため、商店に対してお土産を開発するための協力や、既存のお土産となりえる商品の広報活動を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
117	【事業名】 周南ポイントカードアプリ「SHUPOCA」事業 【内容】 公共施設等や商店等を回遊してもらうためのスマートフォンアプリの運用 【実施時期】 令和元年度～令和２年度	株式会社 まちあい 徳山	周南市の公共施設等や中心市街地の商店等に機器を設置し、スマートフォンをかざせばポイントが貯まるアプリを運用する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
118	【事業名】 しゅうなんシビックマルシェ 【内容】 市役所シビックプラットホームで行われるマルシェイベント 【実施時期】 令和元年度～	しゅうなんシビックマルシェ実行委員会	市役所内シビックプラットホームでマルシェイベントを実施することにより、周南市の店舗・商品やハンドメイドの魅力等を伝えるとともに、シビックプラットホームを活用したイベントによる新庁舎のPRを行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
119	【事業名】 徳山下松港開港１００周年記念事業 【内容】 開港１００周年を記念したイベント等の開催 【実施時期】 令和３年度～令和４年度	徳山下松港１００周年記念事業実行委員会	開港１００周年を契機に、周南地域の発展を支えてきた港の存在をクローズアップする記念事業を実施する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
120	【事業名】 サルビアウェディング 【内容】 徳山駅前賑わい交流施設で行う結婚式イベント 【実施時期】 令和2年度～	実行委員会	【位置づけ】 徳山駅前のイルミネーションをバックにした人前結婚式イベントを開催する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 中心市街地への集客力を上げることにつながり、目標指標「平日歩行者等通行量」の増加に寄与するものである。		
121	【事業名】 都市機能誘導区域活性化資金 【内容】 店舗等の新增設・改装等により、地域活性化を図るための融資 【実施時期】 平成27年度～	周南市	【位置づけ】 都市機能誘導区域での店舗等の新增設・改装等に対する融資を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 中心市街地に魅力的な店舗が増えることで、目標指標「中心市街地内文化・観光施設来館者数及び宿泊者数」の増加に寄与するものである。		
122	【事業名】 徳山駅周辺官民連携管理運営事業 【内容】 公共施設の官民連携による管理運営 【実施時期】 令和5年度～令和9年度	周南市	駅前広場、南北自由通路、駐車場、駐輪場、公園など公共施設の官民連携による管理運営を行う。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

123	【事業名】 しゅうなん地域マーケット 【内容】 地域産品を取り扱う出店イベントの実施 【実施時期】 令和3年度～	(公財) 周南市ふるさと振興財団	地場産品を取り扱う市内・県内事業者の出店イベントを、徳山駅北口駅前広場周辺で実施する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
-----	---	---------------------	---	--	--

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

- ・ 中心市街地にあるＪＲ徳山駅は、山陽新幹線や山陽本線、岩徳線が結節するとともに、市内のバス路線が集中しており、公共交通の利便性が高いターミナル駅である。
- ・ 平成２９年度の乗車人員は２，６６２千人／年であり、周南市内で最も利用者数の多い駅となっているものの、利用者が減少傾向にある。
- ・ ＪＲ徳山駅前は、防長交通の４７系統のバス路線の起点となっており、５０６本／日（平日）のバスが発着している。
- ・ ＪＲ徳山駅の南に隣接する徳山港からは、大津島を結ぶ離島航路（大津島巡航）と大分県国東市竹田津港を結ぶフェリー航路（周防灘フェリー）が発着している。
- ・ 御幸通・岐山通の銀杏並木や市道徳山港線の桜並木等の街路景観や徳山港のコンビナートの夜景など特徴ある景観を有している。

【一体的に推進する事業の必要性】

- ・ 交流人口の増加によるにぎわいの創出や街なか居住の促進のため、交通結節点である徳山駅周辺の利便性を向上させて、拠点性を高める必要がある。
- ・ 大津島や大分県と本州とを結ぶ交通結節点として徳山港の機能を強化し、魅力的な回遊軸を形成することによって、利用者の増加を図ることが必要である。
- ・ 高齢者をはじめだれもが暮らしやすい生活空間とするためには、中心市街地内を、自家用車以外の交通手段でも容易に往来できるようにすることが必要である。
- ・ 住みたい街にするために、官民協働で、現在ある景観資源を活かした都市計画の形成を図っていくことが必要である。

【フォローアップの考え方】

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の改善措置を講じる。計画期間の最終年度には、事業の進捗状況及び成果を調査し、中心市街地活性化の効果を検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
124	【事業名】 市街地循環線運行事業 【内容】 市街地循環線「ちょい乗り100円バス」の運行 【実施時期】 平成30年度～	周南市	中心市街地内の動物園等の観光施設等と駅前をつなぐ市街地循環線「ちょい乗り100円バス」を運行することにより、駅前の賑わいを動物園等に、動物園等の賑わいを駅前にひろげていく。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 令和2年4月～令和7年3月	区域内
125	【事業名】 徳山下松港フェリーターミナル再編整備事業（再掲） 【内容】 徳山ポートビルの建て替え 【実施時期】 平成26年度～令和2年度	山口県	山口県の海の玄関口である徳山下松港フェリーターミナルを市民に親しまれる憩い・賑わいの場とする。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（港湾事業） 【実施時期】 平成28年度～令和2年度	

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

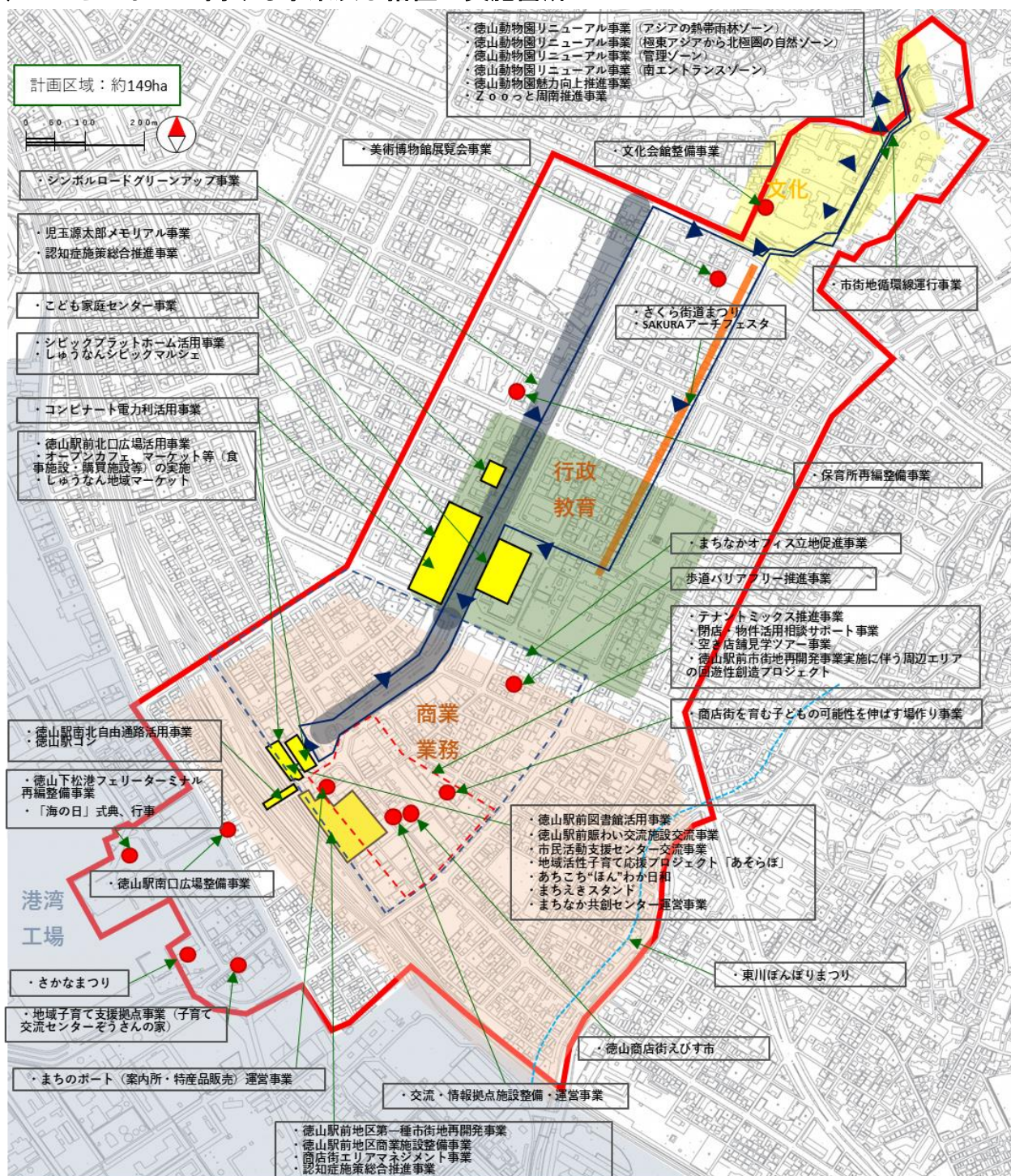
番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
126	【事業名】 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業(再掲) 【内容】 徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備 【実施時期】 平成30年度～令和5年度	徳山駅前地区市街地再開発組合	徳山駅前商店街の一部を大街区化し、業務・オフィス施設、マンション、生活支援サービス、ホテル、商業施設、駐車場、駐輪場、広場等を整備する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 令和2年度～令和5年度	
127	【事業名】 徳山駅南口広場整備事業（再掲） 【内容】 JR徳山駅南口広場の拡幅・整備 【実施時期】 平成22年度～令和2年度	周南市	JR徳山駅南口広場において、交通ターミナルの機能を向上させる整備を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度	
128	【事業名】 まちづくり交通実態調査等事業 【内容】 中心市街地内における歩行者等の交通量調査 【実施時期】 平成23年度～	周南市	中心市街地内における回遊性動向を把握する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和7年度	
129	【事業名】 オープンカフェ、マーケット等（食事施設・購買施設等）の実施（再掲） 【内容】 道路空間でオープンカフェやマーケット等を実施し、これに伴う看板・広告等を設置する。 【実施時期】 平成29年度～	周南市 民間事業者	道路空間でオープンカフェやマーケット等を実施して駅前空間に賑わいを創出し、回遊性の向上を図る。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 都市構造再編集 中支援事業 【実施時期】 令和2年度～令和7年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
130	【事業名】 路上喫煙禁止区域指定等事業 【内容】 路上喫煙禁止区域の指定 【実施時期】 平成23年度～	周南市	中心市街地内における迷惑行為を防止する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
131	【事業名】 放置自転車追放ゾーン指定等事業 【内容】 徳山駅周辺の放置自転車追放ゾーンの指定 【実施時期】 平成29年度～	周南市	徳山駅周辺における迷惑行為を防止することで、景観の改善を図る。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
132	【事業名】 徳山あちこちクリーンプロジェクト 【内容】 ポイ捨て、路上喫煙等の迷惑行為の抑制及び清掃活動 【実施時期】 平成30年度～	周南市中心市街地活性化協議会	中心市街地内における迷惑行為の抑制及び清掃活動を行う。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
133	【事業名】 マナーアップ周南プロジェクト 【内容】 「パークタウン周南」にふさわしいマナーや空間イメージのデザイン性の向上 【実施時期】 平成30年度～	周南市中心市街地活性化協議会	中心市街地のマナーや案内板等空間イメージのデザイン性を向上させる。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

番号	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
134	【事業名】 高齢者バス・タクシー運賃助成事業 【内容】 市内のバス・タクシーを利用する高齢者に対して運賃の一部を助成 【実施時期】 令和３年度～	周南市	【位置づけ】 市在住の、７５歳以上もしくは６５歳から７４歳で運転免許証を有していない方に対して、運賃の一部を助成する。これは、「②みんなが快適に過ごせる、歩きたくなるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。 【必要性】 公共交通機関の利用者数を上げることにつながり、目標指標「平日歩行者等通行量」の増加に寄与するものである。		
135	【事業名】 市民ライター制度 【内容】 周南市の魅力を市民目線で発信 【実施時期】 令和４年度～	周南市	市公認の市民ライターが、市の魅力を市民目線で発信する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
136	【事業名】 SHUNAN マガジン 【内容】 周南市で活躍するヒトを紹介 【実施時期】 令和４年度～	周南市	周南市で活躍するヒトを刊行物とシティプロモーションスペシャルサイトで紹介する。これは、「①みんなが行きたくなる、魅力あるモノ・コトがあふれるまち」を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■ 中心市街地全域で実施・推進する事業

- ・公共下水道長寿命化対策事業（管渠）
- ・「赤ちゃんの駅」登録事業
- ・ファミリー・サポート・センター運営事業
- ・子育て支援活動補助金
- ・赤ちゃんの駅整備事業費助成事業
- ・移動式赤ちゃんの駅貸出事業
- ・未来へつなぐ空き家対策事業
- ・まち輝き団体育成事業
- ・専門人材活用事業
- ・しゅなん創業ラッジ
- ・創業塾
- ・市内共通商品券発行事業
- ・コンビニエンスシティ推進事業
- ・商店街情報発信事業
- ・中心市街地バリアフリーマップ事業
- ・情報・通信産業等支援制度
- ・街の情報発信メディア「とくやまぶ」
- ・街なかマップ整備事業
- ・まちづくり交通実証調査等事業
- ・商店街応援情報発信事業
- ・商店人材育成事業
- ・周南attra
- ・路上喫煙禁止区域指定等事業
- ・徳山あちこちグリーンプロジェクト
- ・マナーアップ周南プロジェクト
- ・お土産開発促進事業
- ・周南ポイントカードアプリ「SHUPOCA」事業
- ・放置自転車追放ゾーン指定等事業
- ・歩行者優先道路化検討事業
- ・良好な都市景観形成事業
- ・都心軸空間デザイン事業
- ・つながる「場面」づくり ～SLS(Super Local Site)～
- ・徳山夏まつり
- ・周南みなとまつり
- ・ミナトのミーツ
- ・周南冬のツリーまつり
- ・周南「絆」映画祭
- ・ちびっこたなばたまつり
- ・ナイトフェスタin青空
- ・クリエイティブキッズキャンプ
- ・萌えサミット
- ・ハロウィンカーニバル
- ・街なか音楽イベント事業
- ・YOSAKOIはちまち市民祭
- ・こどもちゃ〜商店街
- ・天使のツリー
- ・辻コン
- ・周南さざさぎ文化祭
- ・石巻ハッカノン周南市
- ・工場夜景観光事業（周南コンビナート夜景ツアー）
- ・徳山の歴史と文化を堪能するまち歩き
- ・徳山あちこちマルシェ
- ・とくやま夢横丁
- ・出張朝市
- ・青空市場（朝市）
- ・徳山駅前ピアフェスティバル
- ・徳山下松港開港100周年記念事業
- ・工場夜景サミットin周南
- ・サルビアウェディング
- ・高齢者バス・タクシー運賃助成事業
- ・アーケード撤去事業
- ・まちなか市道リニューアル事業
- ・都市機能誘導区域活性化資金
- ・徳山駅周辺官民連携管理運営事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・周南市東京圏在住者テレワーク移住支援金
- ・周南市創生テレワーク移住支援金
- ・周南市東京圏在住者移住支援金
- ・周南市地方就職学生支援金
- ・市民ライター制度
- ・SHUNANマガジン

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地整備部の設置

平成20年4月1日に中心市街地活性化を担当する部署として、徳山駅ビル内に「中心市街地整備室」を設置。さらに、平成21年4月1日には部に格上げし、「中心市街地整備部」となった。中心市街地の活性化策を推進することとしており、10名の専任職員を配置している。

平成30年4月1日からは、徳山駅前地区第一種市街地再開発事業を推進するため「再開発推進課」を設置し、「中心市街地整備課」との2課体制となった。

(2) 周南市中心市街地活性化推進本部の設置

- ・市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部長（級職員）で構成する推進本部を設置し、庁内推進体制を整備している。

(3) 周南市議会特別委員会の設置

- ・徳山駅周辺整備について審査・調査するため、平成17年7月、周南市議会に徳山駅周辺整備対策特別委員会が設置された。
- ・平成28年6月、審査・調査対象を中心市街地活性化施策全般に拡大した中心市街地活性化対策特別委員会に改変された。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「中心市街地活性化協議会」については、商業関係者、企業関係者、交通事業者、地域住民、地元自治体を構成員とし、平成22年11月30日に立ち上げた。事務局は徳山商工会議所及び株式会社まちあい徳山が担当している。

協議会には、規約や予算等の重要な事項を意思決定する総会、迅速な意思決定を行うための運営会議、戦略的な企画・立案等を担うタウンマネジメント会議を置き、さらに個々の事業を専門的に研究・検討する専門部会を置くことができるとしている。

(1) 協議会の目的

次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- ①周南市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関する必要な事項についての意見提出
- ②中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- ③中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- ④中心市街地の活性化に関する調査研究の実施
- ⑤その他中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に関する法律との適合

法第15条第3項関係

周南市中心市街地活性化協議会の内容については、ホームページを立ち上げ、規約、構成員等を公表している。また、会議（総会）は傍聴が可能で、会議の透明性確保にも努めている。

法第15条第4項・第5項関係

協議会規約第4条第2項により、協議会への加入を申し出れば、それを拒めないこととしている。

(3) 協議会規約

周南市中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、周南市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を周南市栄町2丁目15番地 徳山商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行なうことを目的とする。

- (1) 周南市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画（以下「基本計画」という。）並びにその実施に関する必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 中心市街地の活性化に関する調査研究の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 徳山商工会議所
- (2) 株式会社まちあい徳山
- (3) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第6項に規定する者
- (4) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

2 法第15条第4項各号に該当する者であって、協議会の構成員（以下「構成員」という。）でないものは、自己を構成員として加えるよう協議会に申し込むことができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により構成員となった者は、前項に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、構成員の資格を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1人、副会長2人を置き、構成員の中から選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会等の設置)

第6条 協議会の重要な意思決定を行なうため、「総会」を設置する。

2 中心市街地の活性化に資する事業について速やかに意思決定し、実行するため、「運営会議」を設置する。

3 中心市街地の活性化を戦略的に進めるため、「タウンマネジメント会議」を設置

する。

- 4 中心市街地の活性化に関する事項について、専門的に研究・検討するため、「専門部会」を設置することができる。

(総会)

第7条 総会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 予算の制定
 - (3) 会長及び副会長の選任
 - (4) 構成員の入会及び退会
 - (5) その他協議会の運営や中心市街地の活性化に関して、重要と認められる事項
- 2 総会は、すべての構成員を委員とする。
 - 3 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。
 - 4 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 5 総会の審議は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(運営会議)

第8条 運営会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画への意見書の作成
 - (2) 中心市街地の活性化に資する事業の企画及び調整
 - (3) 中心市街地の活性化に関する活動の実施
 - (4) その他第7条第1項各号に属さない事項
- 2 運営会議は、構成員の中から、総会において指名された委員10人程度で組織する。
 - 3 運営会議に委員長1人を置き委員の互選により定め、副委員長を若干名置き委員長が指名する。
 - 4 運営会議は会長が招集し、議長は委員長が務める。
 - 5 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 6 運営会議の審議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(タウンマネジメント会議)

第9条 タウンマネジメント会議（以下「TM会議」という。）の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の内容に関し、総合的に研究・検討すること。
 - (2) 中心市街地活性化の実現について、総合的に研究・検討すること。
 - (3) 運営会議が委任する事項に関すること。
 - (4) その他必要事項に関すること。
- 2 TM会議は、事務局が指名した者をもって充てる。
 - 3 TM会議は、事務局が招集し、これを主宰する。

(専門部会)

第10条 専門部会の所掌事項は、協議会の目的に関する事項を専門的に研究・検討をすることであり、運営会議において指定するものとする。

- 2 専門部会は、運営会議が指名した者をもって充てる。

3 専門部会は、活動状況を運営会議に報告する。

4 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(タウンマネジメント専門人材の設置)

第11条 協議会は、意見調整を円滑に進めるとともに、認定基本計画を実施するために指導的役割等を担うタウンマネジメント専門人材を置くことができる。

2 タウンマネジメント専門人材は、前項の業務を行うために必要に応じてTM会議の招集を事務局に要請することができる。

(事務局)

第12条 事務局は、徳山商工会議所及び株式会社まちあい徳山とし、庶務を処理する。

(協議結果の尊重)

第13条 構成員は、総会又は運営会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に関する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金、運営協力金、負担金その他収入によるものとする。

(運営協力金)

第15条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者又は個人が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

(監査)

第16条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、総会の同意を得て、会長が選任する。

3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長並びに構成員に報告しなければならない。

(財務)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2 その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成22年11月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年 4月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年 5月10日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年 5月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年 4月 1日から施行する。

(4) 協議会の構成員

役職	区分	所属	
会長	経済活力の向上	徳山商工会議所	会頭
副会長		新南陽商工会議所	会頭
副会長		徳山商工会議所	副会頭
		徳山商工会議所	副会頭
		徳山商工会議所	副会頭
副会長	都市機能の推進	株式会社まちあい徳山	代表取締役
		株式会社まちあい徳山	取締役
		株式会社まちあい徳山	取締役
	行政	周南市	副市長
	商業関係者	徳山駅前地区市街地再開発組合	理事長
		銀南街商店街振興組合	理事長
		徳山みなみ銀座商店街振興組合	理事長
監事		徳山商工会議所小売商業部会	部会長
	企業関係者	出光興産株式会社徳山事業所	副所長
		株式会社トクヤマ徳山製造所	副所長
		徳山商工会議所卸売業部会	部会長
		徳山商工会議所工業部会	部会長
監事		徳山商工会議所理財部会	部会長
		徳山商工会議所理財部会	副部会長
		徳山商工会議所情報・文化・サービス部会	部会長
		徳山商工会議所情報・文化・サービス部会	副部会長
		徳山商工会議所観光部会	部会長
		徳山商工会議所建設部会	部会長
		徳山商工会議所港湾部会	部会長
		東山口信用金庫	常務理事
	観光関係者	一般財団法人周南観光コンベンション協会	会長
	文化関係者	周南文化協会	会長
	地域住民	徳山小学校区コミュニティ推進協議会	副会長
	交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社徳山駅	駅長
		防長交通株式会社	取締役営業部長

(5) 協議会開催状況（平成29年度以降）

○総会

第9回 平成29年6月9日

議題：会長の選任、事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の進捗状況、意見交換

第10回 平成30年5月17日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の報告、意見交換

第11回 令和元年6月10日

議題：会長の選任、事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支

予算（案）、活性化事業の進捗状況、意見交換

第12回 令和2年1月27日

議題：基本計画（案）、意見交換、意見書（案）

第13回 令和2年6月29日

議題：監事の選任、事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗

第14回 令和3年5月17日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の進捗状況、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗状況

第15回 令和4年5月30日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、役員改選、基本計画の進捗状況、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗状況

第16回 令和5年5月25日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、中心市街地活性化協議会規約の変更、基本計画の進捗状況、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗状況、徳山駅周辺官民連携（PPP）管理運営事業の報告

第17回 令和6年5月21日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の進捗状況、委員の交代、中心市街地活性化事業の進捗状況

○運営会議

第23回 平成29年6月9日

議題：会長の選任、事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の進捗状況、意見交換

第24回 平成30年1月23日

議題：活性化事業及び協議会活動の報告、テナントミックス制度変更、意見交換

第25回 平成30年5月17日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の報告、意見交換

第26回 平成30年9月3日

議題：中心市街地の回遊性向上に向けた提案書、意見交換

第27回 平成31年2月4日

議題：活性化事業及び協議会活動の報告、タウンマネージャー候補の選定、意見交換

第28回 令和元年6月10日

議題：会長の選任、活性化事業の進捗、意見交換

第29回 令和2年1月27日

議題：基本計画（案）、意見交換、意見書（案）

第30回 令和2年6月29日

議題：監事の選任、事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗、意見交換

第31回 令和3年1月25日

議題：基本計画の変更申請、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗、意見交換、意見書（案）

第32回 令和3年5月17日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の進捗状況、協議会の進捗状況

第33回 令和4年1月26日

議題：基本計画の変更申請（令和4年3月変更予定分、令和4年7月変更予定分）、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗、意見交換、意見書（案）

第34回 令和4年5月30日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、役員改選、基本計画の進捗状況

第35回 令和5年1月30日

議題：基本計画の変更申請、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗、意見交換、意見書（案）

第36回 令和5年5月25日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、中心市街地活性化協議会規約の変更、基本計画の進捗状況

第37回 令和6年1月30日

議題：基本計画の変更申請、徳山駅前地区市街地再開発事業の進捗、意見交換

第38回 令和6年5月21日

議題：事業報告及び収支決算報告・監査報告、事業計画（案）及び収支予算（案）、基本計画の変更申請、委員の交代、中心市街地活性化事業の進捗状況、意見交換

第39回 令和6年12月17日

議題：基本計画の変更申請、第3期周南市中心市街地活性化基本計画策定、意見交換

第40回 令和7年1月31日

議題：中心市街地活性化事業の進捗状況、意見交換

○その他の会議

- ・タウンマネジメント会議（毎月第2火曜日開催）
- ・街と駅との連携会議（毎月第1・3水曜日開催）
- ・ゾーニング&マグネット部会
- ・第1期周南市中心市街地活性化基本計画検証部会
- ・商業の在り方検討部会
- ・御幸通り利活用検討部会
- ・マナーアップ検討部会
- ・トクヤマダイアログ

（6）提案書の提出

1）平成30年9月18日 『パークタウン周南へ』中心市街地の回遊性向上に向けた提案書

①徳山駅前地区第一種市街地再開発事業に関して

- ・「パークタウン周南」の具現化、徳山駅前賑わい交流施設から商店街への「ハブ」として、ソフト&ハードによる回遊拠点化を目指す。

②御幸通り利活用検討（パークタウンストリートへ）

- ・御幸通りを、徳山駅と市役所新庁舎を繋ぐシンボルストリートとして利活用し、「パークタウン周南」の象徴を目指す。

③マナーアップ周南プロジェクト

- ・ 中心市街地が誰にとっても心地よい空間となるよう、マナーの向上及び「パークタウン周南」にふさわしい空間イメージのデザインにより、歩いて楽しい街を目指す。

④銀座通り歩車共存ストリート化プロジェクト（パークタウンストリートへ）

- ・ 徳山駅から再開発へ、再開発から商店街へと回遊の波を作るために、新たなメインストリートとしての将来像の検討と実現を目指す。

⑤街を舞台化（公共空間利活用）運営検討

- ・ 「街を舞台にしていく」流れをさらに促進し、港エリア（大津島を含む）・南北自由通路・徳山駅前賑わい交流施設・北口駅前広場・商店街・ピピ510・御幸通り・市役所新庁舎等、拠点やストリートを活用したソフト事業を増やし、また有機的に結び付けることにより、街の回遊性やエリア価値の向上を目指す。

⑥南北自由通路を活かした港エリアの活性化検討

- ・ 港エリアの利活用、南北自由通路の活用による南北の回遊性向上を目指す。

(7) 意見書の提出

1) 令和2年1月28日 周南市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

令和2年1月28日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市中心市街地活性化協議会
会長 宮 本 治 郎



周南市中心市街地活性化基本計画(案)に対する
意見書の提出について

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、周南市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

周南市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

周南市では、平成 22 年度の中心市街地活性化協議会設立時から、公民が緊密に連携し、中心市街地の活性化に向けて積極的に取り組んでまいりました。

平成 25 年度から平成 29 年度の中心市街地活性化基本計画（第 1 期）の 5 年間には、テナントミックス推進事業、和光ビルリノベーション事業をはじめとする多くの民間事業とともに、年間 200 万人以上が来館する徳山駅前賑わい交流施設の整備をはじめとする公共事業が実施された結果、計画期間終了時には、「中心商店街等の新規出店数」及び「街なかの歩行者等通行量」の 2 つの目標値を達成することができ、徳山駅周辺の賑わいという大きな成果を得ることができました。

その後も、地元地権者による市街地再開発事業が着実に進行しているほか、この賑わいを契機とした新規イベント等、民間によるソフト面での取組みが次々と誕生しています。

第 2 期周南市中心市街地活性化基本計画（案）は、まちづくりの理念である「公園都市（パークタウン）周南」を真に実現するとともに、賑わいを波及させ、さらなる民間投資を喚起するための公民共通のロードマップとなるものであることから、その内容について概ね同意いたします。

なお、下記の事項につきまして、特段のご配慮をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 今後のまちづくりに重要な役割を担う徳山駅前地区第一種市街地再開発事業に対し、地元経済界を挙げて取り組んでまいりますので、引き続き市のご支援をお願いいたします。
2. イベント等による市民参画の促進及び回遊性向上のため、徳山駅周辺の公共空間の利活用について、引き続き本協議会と連携を図りながら推進していただきますようお願いいたします。
3. 計画策定後、新たに実施の目途が付いた事業は、随時計画に反映していただきますようお願いいたします。

〔３〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

中心市街地を活性化していく事業は、現状や地域住民のニーズを客観的に把握・分析したうえで、多様な施策を互いに連携させながら一体的に進めていく必要がある。したがって、地域住民のニーズ等の客観的な把握のため、以下を実施した。

①アンケートの実施による意向調査

立地適正化計画の都市機能誘導区域及び居住誘導区域を検討するにあたり、平成２８年度に、市民の生活実態や生活様式、ニーズを把握するための市民意向調査を行った。

また、前計画検証のため、平成３０年度に中心商店街でアンケート調査を行い、中心市街地に求めるものなど地域のニーズをとらえ、基本計画への参考とした。

②公民連携会議による連携

平成２８年度から、中心市街地活性化関係者、イベント等を実施したい市民、徳山駅前賑わい交流施設・徳山駅前図書館指定管理（予定）者、行政等による「まちなか活性化ミーティング（現：街と駅との連携会議）」を隔週で開催し、多様な事業・実施主体の巻き込みや連携・調整を行った。また、来街者の実態やニーズを把握するため、対面やインターネットによるアンケート調査も行い、基本計画への参考とした。

③基本計画案に対する市民意見

市民の中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を把握するため、周南市中心市街地活性化基本計画（案）市民説明会を令和２年１月２１日（２回）に実施し、意見等を聴取した。

令和２年１月２１日	１４時から	一般参加者１１名
	１９時から	一般参加者５名

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）

- ・「まちの顔」であり、経済や地域の活性化に重要な役割を担う中心市街地の空洞化の進行を防ぎ、賑わいを創出するため、徳山駅周辺整備及び魅力ある中心市街地の再生・充実に着実に進めるとともに、フェリーターミナルを含めた港湾地区の賑わいの創出についても県と連携して取り組むこととしている。

(2) 周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- ・経済や地域の活性化に重要な役割を担う徳山駅周辺中心市街地の整備を着実に進め、商店やまちなかオフィスの集積を図るとともに、県と連携したフェリーターミナルの再編整備により徳山駅南側を含めた「まちなか」に新たな賑わいの創出を図ることとしている。

(3) 周南市都市計画マスタープラン

- ・徳山駅周辺を広域都市拠点と位置づけ、周辺都市を含めた広域的な都市活動の拠点として、公共交通結節点機能、行政、文化、商業・業務、サービス、医療・福祉機能等のあらゆる都市機能が集約した都市拠点の形成を図ることとしている。

(4) 周南市立地適正化計画

- ・周南広域都市圏の中核を担う都市核であるとともに、鉄道と路線バスが接続する広域交通拠点と位置づけ、医療、福祉、商業、業務、教育、文化、行政等の都市機能、特に高次都市機能が高密度に集積する“生活の豊かさと活力が溢れる都心”として、周南広域都市圏に質の高い生活サービス等を提供しながら、賑わいと活力を創出することとしている。

(5) 周南市地域公共交通網形成計画

- ・「周南市地域公共交通網形成計画」では、本市において中心的な場所にある徳山駅・徳山港は、幹線同士、あるいは幹線・支線の中継が可能な広域交通結節点として位置づけられ、機能強化を図ることとしている。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 特別用途地区指定の目的

都市構造への影響が大きい大規模集客施設の立地について、本市における商業施設等の立地状況や用途地域の指定状況等を勘案し、さらに土地利用の基本的な枠による望ましい都市像を実現するため、特別用途地区の指定による大規模集客施設の立地制限を行い、適正な都市機能の立地への誘導を図る。

(2) 準工業地域において大規模集客施設の立地を制限する必要性

準工業地域は、周南市の用途地域（全面積4,451ヘクタール）のうち606ヘクタール（全用途地域の約14%）を占め、店舗（床）面積1,000㎡超の商業施設が8件立地している。準工業地域にはまとまった規模の農地など未利用地も見られ、このような場所には大規模集客施設が新たに立地する可能性がある。

準工業地域は、本来、「住環境を保全しつつ工場の操業を許容する区域、または住環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する区域」を想定しており、大規模集客施設の立地により、地域の生活環境や産業活動へ大きな影響を与える可能性がある。

さらに、本市の取組として、都市機能集約型の都市構造へ転換を図るため、また、中心市街地の活性化を推進するため、準工業地域における大規模集客施設の立地制限を行い、大規模集客施設の適正な立地を図る必要がある。

(3) 準工業地域における大規模集客施設の制限の方針等

①制限の方針・手法

市内の準工業地域全域（約606ヘクタール）に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定し、また、同地区内において大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定し、準工業地域における床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する。

②条例の内容

- ・ 条例の名称を「周南市特別用途地区建築規制条例」とする。
- ・ 大規模集客施設制限地区の建築規制を追加する。
- ・ 建築制限に違反した場合の罰則規定を50万円以下の罰金とする。
- ・ 既存建築物については、制限開始時点床面積の1.2倍までの増・改築、大規模修繕等を行うことができる取り扱いとする。

③規制導入のスケジュール

平成22年11月	方針案についてパブリックコメント実施 方針案の説明会開催
平成23年 4月	都市計画審議会を経て特別用途地区の都市計画決定
平成23年 7月	周南市特別用途地区建築規制条例の施行
令和 元年 6月	同条例「周南都市計画大規模集客施設制限地区内に建築してはならない建築物」に「ナイトクラブ」を追加

〔３〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（１）中心市街地における主な都市福利施設の集積状況

施設名	所在地	備考
山口県周南総合庁舎	毛利町	
山口地方裁判所周南支部	岐山通	
山口地方検察庁周南支部	岐山通	
中央図書館	岐山通	
周南市役所	岐山通	シビックプラットフォーム（市民利用可能施設）隣接
徳山保健センター	児玉町	
徳山商工会議所	栄町	
徳山郵便局	御幸通	
徳山駅前賑わい交流施設	御幸通	駅前図書館、市民活動支援センター、交流室ほか
J R 徳山駅	御幸通	新幹線、山陽本線、岩徳線
徳山病院※	新宿通	
水産物市場	晴海町	
社会福祉センター※	速玉町	機能回復訓練室、点字図書館ほか

※中心市街地に隣接

（２）周南市の教育施設等の立地状況

項目	施設数	施設内訳
幼稚園	１９	市立８（うち休園１）、私立１１
小学校	３４	市立３４（うち休校７）
中学校	１８	市立１７（うち休校３）、私立１
高等学校	８	県立７、私立１
高等専門学校	１	国立１
大学	１	私立１
図書館	６	市立６

（３）周南市の医療・福祉施設の立地状況

施設名	施設数	施設内訳
病院・診療所	１９４	病院１５、診療所（医１１０、歯６９）
保育所	２４	市立１４、私立１０
認定こども園	３	私立３

（４）周南市の大型商業施設の立地状況（１０，０００平方メートル以上）

店舗名	分類	店舗面積（㎡）	開店年月
ゆめタウン新南陽	郊外	１４，１５９	H５．１０
イオンタウン周南	郊外	２７，０００	H２０．６
ゆめタウン徳山	郊外	１４，６２１	H２８．９

〔４〕都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に資すると考えられる事業については以下のとおりである。

（１）市街地の整備改善のための事業

- ・ 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業
- ・ 徳山駅南口広場整備事業
- ・ コンビナート電力利活用事業
- ・ 徳山下松港フェリーターミナル再編整備事業

（２）都市福利施設を整備する事業

- ・ 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業【再掲】
- ・ 「赤ちゃんの駅」登録事業

（３）居住環境の向上のための事業

- ・ 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業【再掲】
- ・ 住宅支援事業

（４）商業の活性化のための事業及び措置

- ・ 徳山駅前地区第一種市街地再開発事業【再掲】
- ・ テナントミックス推進事業
- ・ 交流・情報拠点施設整備・運営事業
- ・ オープンカフェ、マーケット等（食事施設・購買施設等）の実施
- ・ まちなかオフィス立地促進事業
- ・ しゅうなん創業カレッジ

（５）公共交通の利便性等のための事業及び措置

- ・ 徳山駅南口広場整備事業【再掲】
- ・ オープンカフェ、マーケット等（食事施設・購買施設等）の実施【再掲】
- ・ 市街地循環線運行事業
- ・ 徳山下松港フェリーターミナル再編整備事業【再掲】

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

1) 周南市市街地循環線「ちょい乗り100円バス」実証運行

《目的》

徳山駅前賑わい交流施設や徳山動物園等で創出される個々の賑わいをその周辺で終わらせないため、施設間のアクセス性を向上させることにより、来訪者が回遊するきっかけを創出する。

また、徳山駅や徳山動物園周辺の駐車場不足の解消を図るため、マイカーの分散駐車とそれを循環バスで繋ぐ、「周南市版市街地パーク・アンド・ライド」の効果を検証する。

《内容》

- 実証期間 平成30年2月3日～平成30年9月30日
(試乗運行 平成30年1月20日～平成30年2月2日)
- 運行時間 2月3日～6月30日： 9時～17時(15分間隔・停留所：7)
7月1日～9月30日：13時～21時(15分間隔・停留所：8)
- 運賃 大人：1日フリー乗車券100円 小人(小学生以下)：無料
- 運行車両 小型バス(乗車定員36人)2台

《結果》

- 利用者合計 54,408人(1日平均226人、1便平均7.1人)
- 平成30年12月22日から本格運行。
 - ・運行時間 9時～18時(20分間隔・停留所：8)
 - ・運賃 大人100円/乗車、小人(小学生以下)：無料
 - ・運行車両 小型バス(乗車定員35人)2台

2) 徳山駅周辺デザイン会議

(仮称)新徳山駅ビル整備、徳山駅北口駅前広場整備等の徳山駅周辺整備事業に関する景観デザイン等の方向性を定めるため、徳山駅周辺デザイン会議を設置して検討を行った。

●徳山駅周辺デザイン会議の開催(平成25年度以降4回)

平成25年度 平成26年2月12日
平成26年度 平成26年9月24日
平成27年度 平成28年3月23日
平成28年度 平成28年7月27日

●徳山駅周辺まちづくりシンポジウム開催(平成25年度以降1回)

第3回 平成26年8月29日 14時～17時 参加者：250人
基調講演：「駅とまちーその歴史とこれから」(篠原修 東京大学名誉教授)
説明：「新たな徳山駅ビル整備基本構想」(周南市中心市街地整備課)
「(仮称)新徳山駅ビル基本設計」(株式会社内藤廣建築設計事務所)
パネルディスカッション：「まちのプラットフォーム
ー新しい徳山駅ビルに期待する役割ー」

●新徳山駅ビルシンポジウム開催（１回）

平成２８年１月３０日 １３時３０分～１５時３０分 参加者：３００人

説明：「新徳山駅ビル整備計画について」（周南市中心市街地整備部）

パネルディスカッション：「賑わいと交流・居場所・おもてなしの場」

〔２〕都市計画との調和等

（１）都市計画区域マスタープランとの整合性について（再掲）

「周南広域都市圏の都市計画の方針」及び「周南都市計画都市計画区域マスタープラン」では、徳山駅周辺地区について、中核都市圏の都市核・商業業務拠点に位置づけており、整備の方向性の一つの柱として「ゆとりとにぎわいの都市生活を提供するコンパクトな都市づくり」が挙げられており、商業・業務機能の活性化と教育、文化、情報、交流などの高次都市機能の集積と連携を図り、各市街地の形成過程や環境に配慮しながら中心市街地の再構築を推進することとされている。

（２）第２次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）との整合性について（再掲）

「第２次周南市まちづくり総合計画」では、経済や地域の活性化に重要な役割を担う中心市街地の空洞化の進行を防ぎ、賑わいを創出するため、徳山駅周辺整備及び魅力ある中心市街地の再生・充実を着実に進めるとともに、フェリーターミナルを含めた港湾地区の賑わいの創出についても県と連携して取り組むこととしている。

（３）周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性について（再掲）

「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、経済や地域の活性化に重要な役割を担う徳山駅周辺中心市街地の整備を着実に進め、商店やまちなかオフィスの集積を図るとともに、県と連携したフェリーターミナルの再編整備により徳山駅南側を含めた「まちなか」に新たな賑わいの創出を図ることとしている。

（４）周南市都市計画マスタープランとの整合性について（再掲）

「周南市都市計画マスタープラン」では、広域都市拠点に位置づけられており、公共交通の結節点となる機能、行政、文化、商業・業務、サービス、医療・福祉機能等のあらゆる都市機能が集約した都市拠点の形成を図ることとしている。

（５）周南市立地適正化計画との整合性について（再掲）

「周南市立地適正化計画」では、周南広域都市圏の中核を担う都市核であるとともに、広域交通拠点と位置づけられており、医療、福祉、商業、業務、教育、文化、行政等の都市機能、特に高次都市機能が高密度に集積する“生活の豊かさと活力が溢れる都心”として、周南広域都市圏に質の高い生活サービス等を提供しながら、賑わいと活力を創出することとしている。

（６）周南市地域公共交通網形成計画との整合性について（再掲）

「周南市地域公共交通網形成計画」では、本市において中心的な場所にある徳山駅・徳山港は、幹線同士、あるいは幹線・支線の中継が可能な広域交通結節点として位置づけられ、機能強化を図ることとしている。

（７）周南市緑の基本計画との整合性について

「周南市緑の基本計画」では、周南市のシンボルである中心市街地周辺地区を緑化重点地区として設定しており、駅周辺整備事業等の市街地整備と連動した緑化や、地区内にお

ける一体性・回遊性を意識した緑化を図るとともに、市民の参加・協力による緑化を促進することとしている。

(8) 周南市景観計画との整合性について

「周南市景観計画」では、都心部地域に該当し、「都心部にふさわしい、文化と活力にあふれた景観づくり」を景観形成方針として掲げている。また、景観形成重点地区に指定されており、「緑と周辺の建物が調和し、人の活動を生み出す賑わいのある景観づくり」を景観形成方針として、市のシンボルとなるJR徳山駅を中心に賑わいの創出を図り、御幸通や岐山通の緑と建物が調和した景観づくりを進めることとしている。

(9) 地域再生計画「周南市産業活性化計画」との整合性について

「周南市産業活性化計画」では、港湾の物流機能の強化及び造水プロジェクトを支援・促進し、本市に立地する企業の優位性及び国際競争力の維持・強化を図るとともに、地域への新たな企業進出・設備投資等の支援による地域経済の活性化及び地域雇用の拡大を図ることとしている。

[3] その他の事項

(1) 環境・エネルギー等への配慮

中心市街地に隣接する株式会社トクヤマ東工場から、同社の石炭火力発電所で発電される電力を、特定供給制度を活用し、中心市街地に「ひと」と「しごと」を創出する施設に供給することとしている。

(2) 国の地域活性化施策との連携

都市再生整備計画（周南市中心拠点再生地区）を策定し、社会資本整備総合交付金を活用して、中心市街地活性化事業の効果的な推進を図っている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合すること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地活性化の目標に記載
	認定の手続	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項から8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載



周 南 市